

市内事業者の皆様へ

※1
市内に転入した従業員に
家賃を補助された場合

従業員1人あたり
最大**1**万円/月^{※2}
(3年間)

最大 **36**万円/人^{※2}

市が補助金を交付します

補助対象

次の(1)~(4)を満たす従業員に家賃を補助した市内に事業所を有する **法人** 又は **個人事業者**

- (1) 令和5年1月1日以降に住居の賃借を伴って、市外から住民票の異動を伴う転入をした^{※1}
- (2) 転入日における年齢が39歳以下
- (3) 雇用保険に加入している
- (4) 家賃に係る他の補助金の交付を受けていない

★ 住居が事業者または従業員の3親等以内の親族の所有の場合は、交付対象外です。

申請方法

中野市従業員家賃支援事業補助金 **検索**

市公式ホームページをご確認ください。

従業員に補助した翌年 **2月末までの申請が必要**です。

(交付の対象は転入した月の翌月から起算して36月までです。)

ながの電子申請サービス
QRコード



「ながの電子申請サービス」
でも申請いただけます。



中野市魅力発信バーチャルYouTuber「信州なかの」

本補助制度は、予算の範囲内での交付となります。

また、令和9年12月31日までに住居の賃借を伴って市外から転入した従業員を対象とするものです。

《申請先・問合せ先》

中野市 経済部 商工観光課 商工労政係
TEL 0269-22-2111(内線258)